

2015年9月11日

お客様各位

中央労働金庫

**平成27年台風18号等大雨にかかる
災害発生に伴う緊急現金支払のお知らせ**

今回の台風18号等による大雨の被害を受けられた皆様に対しまして、衷心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧を心からお祈り申し上げます。

当金庫では、このたび被災された皆様の「預金等のお取引」の取扱いを本日(9月11日)より、以下のとおり実施させていただきます。

1. 預金等のお取引について

通帳、預金証書、カード、マイプランカード、およびお届け印を持参できない場合でも、ご本人様であることを確認できる書類(原則として公的書類)をご提示いただければ、預金残高の範囲内で現金10万円を上限にお支払いたします。

また、定期性預金の支払については満期日前の支払についてもご相談を承ります。

(1) お支払に必要なもの

- お客様のご署名・ご捺印をいただいた預金払戻請求書(当金庫所定)。また、届出印鑑がない場合は、ご捺印の代わりに拇印の押印でご対応させていただきます。
- ご本人様であることを確認できる公的書類(運転免許証・パスポート等)。

【公的書類を持参できない場合】

金庫に登録している生年月日・住所・電話番号で本人確認ができる場合は、ご本人名義カード等(ろうきんキャッシュカード、他行キャッシュカード、クレジットカード、病院の診察券、名刺等)の確認書類でお支払します。

(2) お支払上限額

預金残高の範囲内で、現金10万円まで。

※ ご不明な点につきましては、『お客様相談デスク』または最寄の〈中央ろうきん〉 営業店までお問い合わせください。

**『お客様相談デスク』 フリーダイヤル 0120-86-6956
(平日9:00~18:00)**